

高齢者の権利を守るために

●成年後見制度●

認知症などで判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ばないように、成年後見人等が、ご本人の不十分な判断能力を補い、財産や権利を保護し、生活を支援する制度です。

●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。

【相談・申立】千葉家庭裁判所 佐倉支部

TEL 043-484-1243

●任意後見制度

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務など）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

【相談・問合せ】成田公証役場

TEL 0476-22-1035



●福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)●

福祉サービスの手続、公共料金や家賃などの支払などをご自分ですることに不安がある場合、生活支援員を派遣してお手伝いをします。また、通帳や印鑑などの管理が不安な場合は、お預かりし保全を行います。

利用できる方 **高齢者や知的障がい者、精神障がい者等**で判断能力が不十分な方

会 費 年3,600円

利 用 料 ①生活支援員の派遣=1時間1,000円
(以降30分ごとに500円加算)

※上記の料金に別途、支援員の交通費がかかります。

・30分以上=500円

・1時間以上=一律1,000円

(ともに往復料金)

②保全サービス(通帳管理など)
年3,000円

成田市社会福祉協議会

TEL 0476-27-7755

●成年後見制度利用支援事業●

法定後見制度の利用が必要と思われる方で、申立を行う親族がない場合、**市長による申立**を行います。また、その方の収入や財産状況に応じ、**後見人等の報酬の全部または一部を扶助**します。

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537

